

委員会での役割	氏名	所属・役職	専門分野	実験責任役割	備考
委員長	堀江 淳	健康科学部長 健康科学部理学療法学科教授	呼吸リハビリテーション	施設等統括管理者	第3条（1） ※③
委員	池田 哲也	健康科学部臨床検査学科教授	神経生物学／神経薬理学／疼痛学	実験動物管理者 動物実験責任者	第3条（2） ※①、②
委員	坂本 敏郎	総合心理学部総合心理学教授	心理学／実験心理学／行動神経科学	実験動物管理者 動物実験責任者	第3条（2） ※①、②
委員	今井 優樹	健康科学部臨床検査学科教授	免疫学／免疫検査学、輸血移植検査学／薬理学	－	第3条（3） ※③
委員	久本 憲夫	経営学部経営学科教授	人的資源管理／社会政策／労使関係／労働経済	－	第3条（3） ※③
委員 学外有識者	櫻井 芳雄	京都大学名誉教授	実験心理学	－	第3条（4） ※①、②

京都橘大学動物実験委員会規程（抄）

第3条 委員会は、次の者をもって構成し、委員は学長が任命する。

（1）健康科学部長

（2）動物実験および実験動物に関して専門的知識を有する者 2名

（3）動物実験等に直接関与しない者で学識経験を有する者 2名

（4）その他委員長が必要と認めた学外有識者 1名

2 委員会に委員長をおき、健康科学部長がこの任にあたる。

3 委員長は、委員会を代表する。

※研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針第3の3との関連について

①動物実験等に関して優れた識見を有する者

②実験動物に関して優れた識見を有する者

③その他学識経験を有する者

京都橘大学動物実験責任体制

役割	氏名	所属・役職	業務内容	備考
動物実験 統括責任者	日比野 英子	学長 総合心理学部総合心理学科教授	動物実験等実施に関する事項について統括。 ①規程に反した場合は動物実験を差し止め。 ②教育訓練を講じる。 ③自己点検・評価。 ④情報公開。	第4条 (1)
施設等 統括管理者	堀江 淳	健康科学部長 健康科学部理学療法学科教授	実験動物、動物実験施設等を統括管理。 ①実験動物の飼養保管で安全、健康、生態系の影響に配慮。 ②逸走した動物の捕獲方法、連絡。 ③実験動物による感染予防。 ④地震・火災等緊急事態の計画周知徹底。 ⑤施設・設備の維持管理。	第4条 (2)
実験動物管理者 (京都橘大学 優心館)	坂本 敏郎	総合心理学部総合心理学科教授	動物実験施設等ごとに実験動物の管理をする者。 ①実験動物の飼養保管で安全、健康、生態系の影響に配慮。 ②適正に実験動物導入。 ③検査、検疫、順化。 ④給餌・給水。 ⑤健康管理。 ⑥異種・複数の飼養。 ⑦記録保存・報告。 ⑧譲渡時の情報提供。 ⑨輸送時の危険防止。 ⑩実験動物による感染予防。	第4条 (3)
実験動物管理者 (京都橘大学 mican)	池田 哲也	健康科学部臨床検査学科教授	動物実験施設等ごとに実験動物の管理をする者。 ①実験動物の飼養保管で安全、健康、生態系の影響に配慮。 ②適正に実験動物導入。 ③検査、検疫、順化。 ④給餌・給水。 ⑤健康管理。 ⑥異種・複数の飼養。 ⑦記録保存・報告。 ⑧譲渡時の情報提供。 ⑨輸送時の危険防止。 ⑩実験動物による感染予防。	第4条 (3)
動物実験責任者	申請に基づく		当該動物実験等実施に係る業務を統括する者で、通常、各実験実施専任教員となる。	第4条 (4)
動物実験実施者	申請に基づく		動物実験を行う者	第4条 (4)

京都橘大学動物実験等の実施に関する規程（抄）

第4条 本学における動物実験等を適正に実施するための責任体制を次のとおり定める。

- (1) 学長は、動物実験等実施に関する事項について統括する。
- (2) 施設部長は健康科学部長が務め、実験動物、動物実験施設等を統括管理する。
- (3) 施設等統括管理者は、動物実験施設等ごとに実験動物の管理をする者（実験動物管理者）を置くものとする。
実験動物管理者は、施設等統括管理者を補佐する。
- (4) 動物実験を実施する者（動物実験実施者）は、当該動物実験等実施に係る業務を統括する者（動物実験責任者）の指示下で当該動物実験を実施する。動物実験責任者は、本学専任教員とする。